

浪江町公共施設等総合管理計画



平成 29 年 3 月
福島県浪江町

目次

I. 計画の概要	1
1. 計画策定の目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 対象とする公共施設・インフラ資産.....	3
4. 計画期間.....	3
II. 本町の現状と課題	4
1. 人口の推移と将来推計.....	4
2. 財政の現状分析.....	7
III. 公共施設等の現状	9
1. 公共施設.....	9
2. 道路・橋梁.....	11
3. 上下水道.....	12
IV. 公共施設とインフラ資産にかかる将来コスト	14
1. 更新費用の算出方法.....	14
2. 公共施設等の修繕・更新等にかかる更新費用算出の考え方.....	14
3. 将来コストの推計.....	17
(1) 公共施設.....	17
(2) 道路・橋梁.....	18
(3) 上下水道.....	19
4. すべての公共施設・インフラ資産にかかる将来コスト.....	20
5. 人口減少による将来コスト.....	21
V. 公共施設等マネジメントに関する基本的方針について	22
1. 公共施設等マネジメントに関する3つの基本的方針.....	22
(1) 方針1 将来を見据えた公共施設の適正保有.....	22
(2) 方針2 効率的・効果的な施設運営.....	24
(3) 方針3 公共施設等の長寿命化と安全性確保.....	25
2. 計画の推進体制.....	27
(1) PDCA サイクルに基づく計画の見直し.....	27
(2) 全庁的な推進体制の構築.....	27
(3) 町民とのコミュニケーション.....	28
(4) 固定資産台帳を活用した計画の充実化・見直し.....	28

I. 計画の概要

1. 計画策定の目的

浪江町は、1889年（明治22年）の町村制施行により浪江村として誕生し、1900年（明治33年）に浪江町となりました。1953年（昭和28年）10月には請戸村・幾世橋村と合併、次いで1956年（昭和31年）5月1日に大堀村・荻野村・津島村と合併して、現在の浪江町が誕生しました。

浪江町は、福島県浜通りの中央に位置し、西は阿武隈山地、東は太平洋に接しており、福島県最東端となっています。協働の輪で、「海・山・川・森・人」をつなぐ緑と水で美しい豊かな「な・み・え」を目指し、上下水道、公園・緑地、住宅環境の整備に努めてきました。また、豊かな心と文化を育むまちを目指し、文化・スポーツ施設等の整備にも努めてきました。

しかし、上下水道や町道等の生活に関わるインフラ資産を含めた公共施設（以下「公共施設等」という。）の約半数がすでに建築後30年を経過しており、老朽化が着実に進行している状態です。これに加え、当町は東京電力福島第一原子力発電所の事故により、現在も避難継続中であり、避難開始からこれまでの6年間、公共施設等は管理ができなかったことによる施設の荒廃も進んでいます。こうした公共施設等は大規模改修や建て替えを定期的に行わなければ、安心して利用することができなくなる可能性があります。また、災害時には安心して使用できるようにしておく必要があります。

現在、当町は東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害（以下「震災」という。））からの復興に全力で取り組んでいるところでありますが、避難指示解除後の町は極端な人口減少・少子高齢化が進むことが想定されます。また、財政状況を見ても、現在、歳入の多くを復興のための財政措置に依拠している状況であり、今後、これらの措置も厳しくなることが予想されるために、すべての公共施設等を維持・管理していくのは非常に困難であると考えられます。

このような状況のなか、国においてはインフラ長寿命化基本計画を策定するとともに、地方に対しても公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針を示すなど、公共施設等に求められる機能を今後も確保するための支援を実施していくこととしています。

当町においても公共施設等の全体像を把握し、長期的視点をもって、更新や統廃合・長寿命化を計画的に行うことで、今後の財政負担の軽減化を目指すとともに、公共施設等の最適な配置を実現することと目指し、「浪江町公共施設等総合管理計画」を策定します。

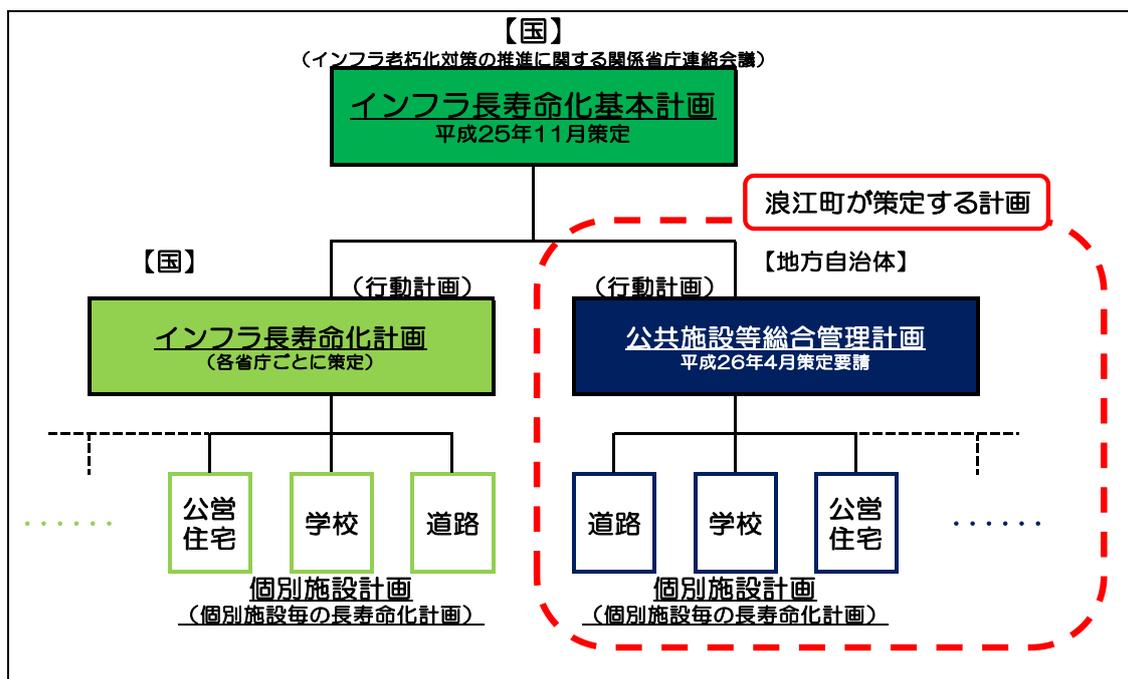
2. 計画の位置づけ

国においては、急速に進行する公共施設等の老朽化対策として、2013年（平成25年）11月にインフラ長寿命化基本計画を策定しています。この計画において、地方自治体は、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする「インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）」を策定することとなっています。また、行動計画に基づき、個別施設毎の具体的対応方針を定める計画として、「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」を策定することとなっています。

総務省は2014年4月に全国の地方自治体へ、上記行動計画に該当する計画として、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請しています。

以上の国の動向を踏まえ、当町が目指す公共施設の財政負担の軽減および最適化を推進するために、国の方向性とも合致した公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画として、本計画を位置づけることとします。

図表1 計画の関係図



3. 対象とする公共施設・インフラ資産

本計画では、平成 27 年度（2015 年度）時点において、当町が保有する庁舎や小中学校等の公共施設¹に加え、道路、橋梁、上下水道などのインフラ資産²すべてを対象とします。

4. 計画期間

多くの公共施設は、耐用年数が数十年に及ぶため、その管理にあたっては中長期的な視野に基づく方針を策定することが必要です。そのため本計画は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間を計画期間とします。

ただし、当町は震災からの復旧・復興の途中段階にあり、帰還人口は震災前人口と比べ減少することが確実と考えられるものの、避難中の現段階においては想定の域を超えません。

また、人口の減少のみならず、地域コミュニティが大きく変化することも予想される中、公共施設等のあり方についても今後議論をしていくこととなります。そのため、本計画も復旧・復興の進展など状況の変化に合わせて随時見直しを行い、適正な計画の運用を図っていくものとします。

¹ いわゆるハコモノ等を指します。本計画における公共施設は「学校施設」や「公営住宅」の公共用財産に加えて、「行政系施設」等の公用財産も含まれます。

² インフラストラクチャー(**Infrastructure**)の略称です。本計画におけるインフラ資産は、生活や産業の基盤として整備される施設としてのインフラのうち、道路、橋梁、上水道及び下水道のことをさします。なお、上水道及び下水道については、管に加えて処理施設等も含まれます。

Ⅱ. 本町の現状と課題

1. 人口の推移と将来推計

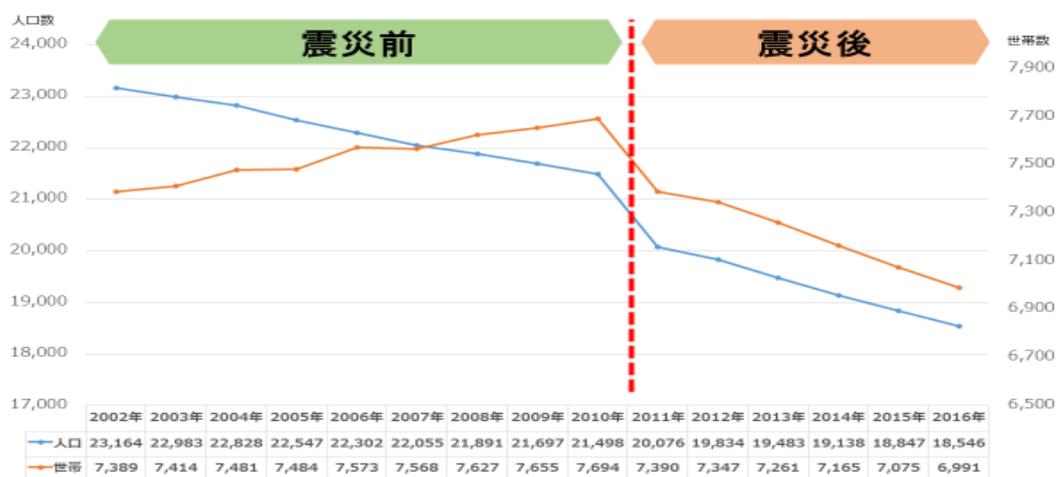
当町の人口について、1960年（昭和35年）から2010年（平成22年）までの人口の推移は国勢調査によると、1960年（昭和35年）から1970年（昭和45年）までは減少するものの、その後1985年（昭和60年）までの15年間は増加し、それ以降は減少傾向にありました。

図表2 浪江町の人口推移（各年度国勢調査より）



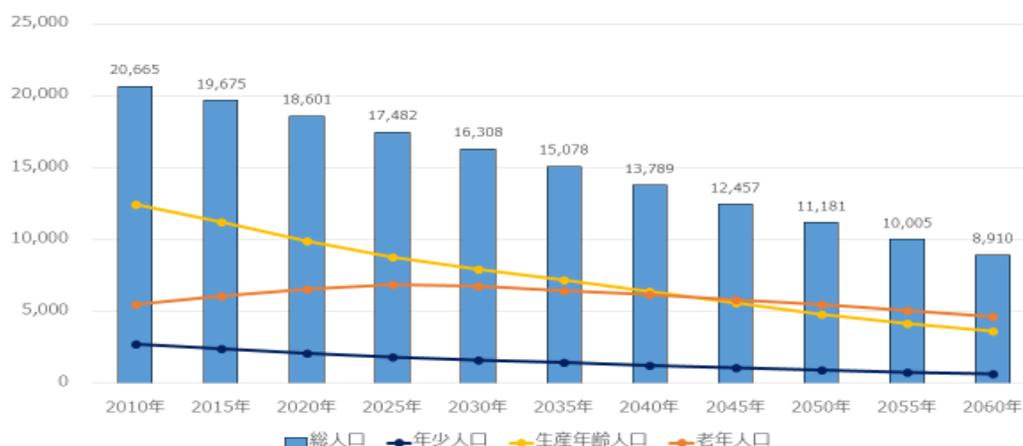
また、2016年度（平成28年度）末現在、当町は震災の影響により、全町避難を余儀なくされており、居住人口はゼロという特殊な状況にあります。現在、当町に住民票を置く人口数は住民基本台帳人口によると、2016年（平成28年）9月末時点で18,546人であり、震災前の2010年（平成22年）9月末時点での21,498人と比べ、約3,000人減少しています。

図表3 浪江町の人口推移（各年住民基本台帳人口より）

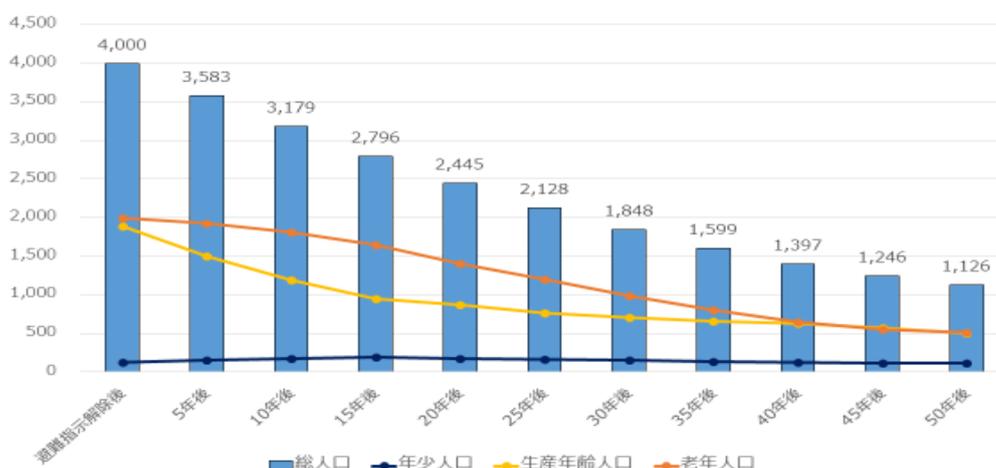


こうした状況の中、2015年度（平成27年度）に策定した「まち・ひと・しごと創生 浪江町人口ビジョン（以下「人口ビジョン」という。）」では、平成22年度実施国勢調査人口に基づく震災前の状況における人口推計と震災の影響を勘案した帰還人口と将来人口推移を参考値として推計しています。これらの推計から、震災の発生がなくとも人口減少や少子高齢化が進むことが予測されていたことがわかります。しかしながら、震災の影響ははるかに深刻であり、帰還人口は震災前人口の約25%の4,000人で、帰還から30年後には2,000人以下にまで減少することが予測されています。

図表4 震災前の状況に基づく将来人口推計（人口ビジョンより）



図表5 帰還後の将来人口推計（人口ビジョンより）



人口を年齢構成別にみると、財政負担の中心的な役割を果たす生産年齢人口（15歳～64歳）は、少子高齢化の進展に伴い、1990年（平成2年）以降は減少傾向が続いています。人口ビジョンでは今後も生産年齢人口は減少し続けることが予測され、1980年（昭和55年）の14,849人から、避難指示解除後では約87%減の1,884人まで減少、さらに避難指示解除後から30年後には約95%減の709人にまで減少することが予想されています。

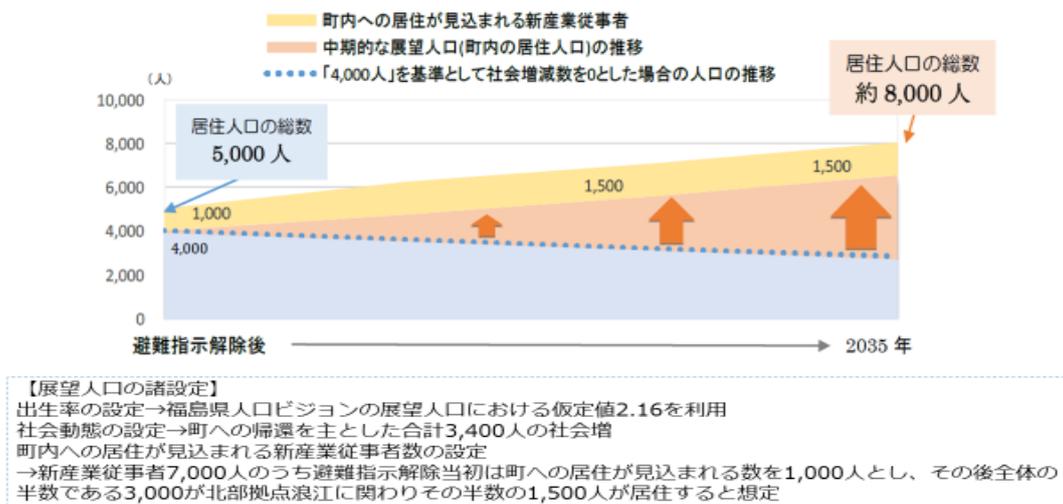
一方、老年人口（65歳～）についてみると、1980年（昭和55年）以降より増加傾向にあります。今後の推計としては、避難指示解除後で人口の約50%を占める1,992人となり、避難指示解除から30年後には人口の約50%を老年人口が占める状態になることが予測されます。

当町は人口ビジョンにおいて、復興庁から発表された「福島12市町村将来像」における人口推計や福島県人口ビジョンを参考に、2035年までの中期的な展望人口を8,000人と設定し、この展望人口を踏まえ、「まち・ひと・しごと創生 浪江町総合戦略（以下「総合戦略」という。）」を2015年度（平成27年度）に策定しました。「総合戦略」を推進し、当町の人口減少対策が100%の効果を発揮したとしても、人口減少傾向は長期的に継続することが見込まれており、震災前の人口規模を戻すことは非常に困難であることが想定されます。

人口減少は、経済規模の縮小、それに伴う産業の衰退、さらには町税収入の低下にも繋がります。

このことから、将来の当町を担う世代に可能な限り負担をかけないために公共施設、インフラ資産の管理を適切かつ計画的に行っていく必要性が非常に大きくなっています。

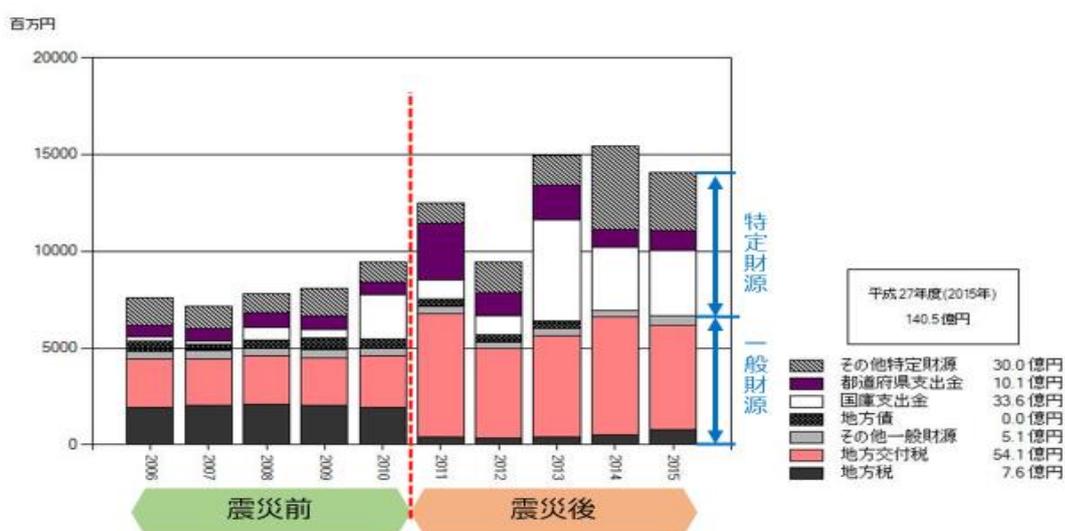
図表6 展望人口の推移（人口ビジョンより）



2. 財政の現状分析

過去10年間の当町における一般会計歳入決算額の推移をみると、2011年度（平成23年度）以降、震災からの復興へ向けた原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金、東日本大震災復興交付金、福島再生加速化交付金、震災復興特別交付税等の復旧・復興財源が創設されたことで大幅に増加しています。2015年度（平成27年度）決算額は140.5億円であり、震災前の2010年度（平成22年度）決算額の94.6億円に比べ約1.5倍に増えております。

図表7 本町の歳入決算額の推移（一般会計決算）

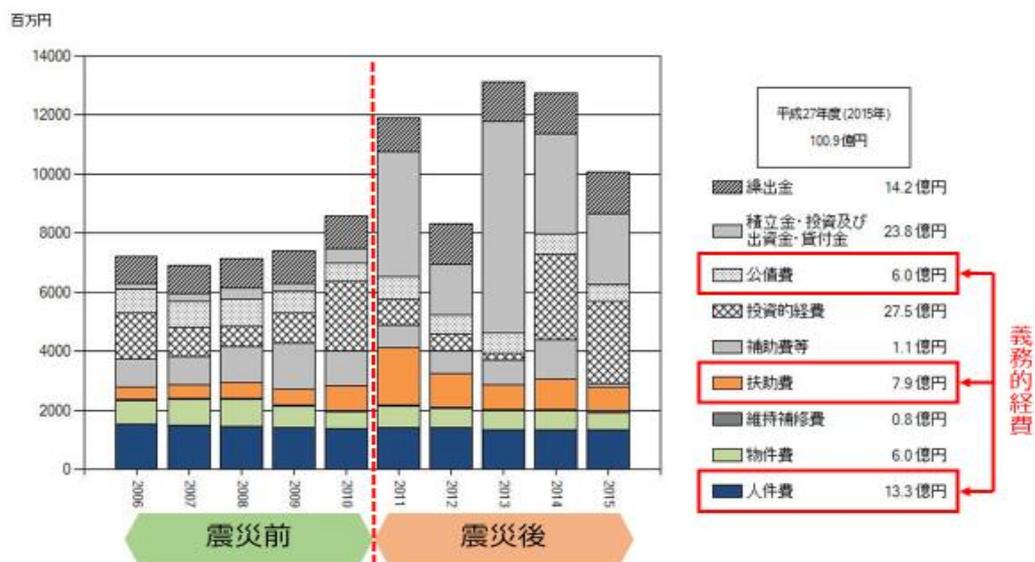


当町の歳入のうち、どのような経費にも利用することができる一般財源（地方税・地方交付税・その他一般財源の合計）の推移をみると、自主財源である地方税は震災以降著しく減少している一方で、依存財源である地方交付税が著しく増加しています。

2020年度（平成32年度）までの復興・創生期間において復旧・復興財源は確保される見込みはあるものの、中長期的には、復旧・復興財源の終了も視野に入れ、純粋な自主財源の確保に努めていく必要があります。

当町の歳出決算額の過去10年間の推移をみると、人件費等ほぼ横ばいで推移している一方、投資的経費や積立金等は上昇傾向にあります。これは、震災の影響からの復旧・復興事業の増加や復興財源の積立の増加が大きな要因となっています。

図表8 本町の歳出決算額の推移（一般会計決算）



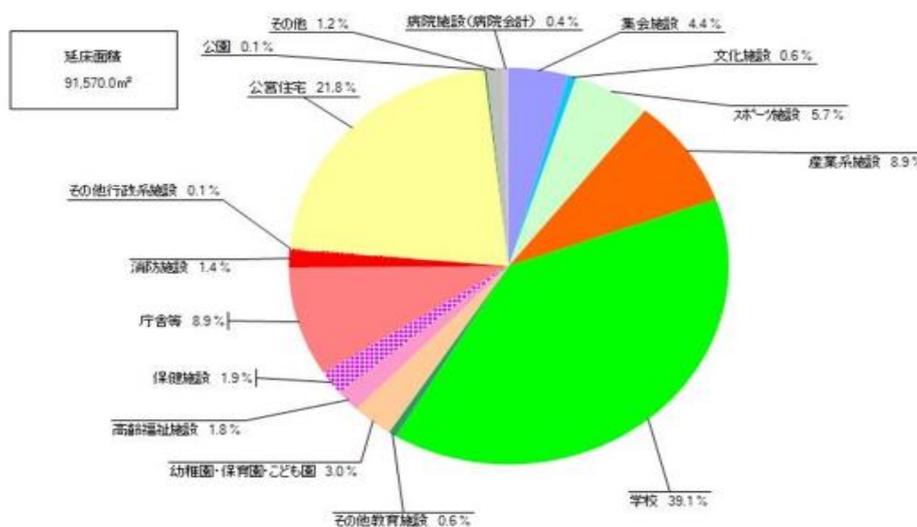
Ⅲ. 公共施設等の現状と課題

1. 公共施設

2015 年度末（平成 27 年度末）時点で、当町が所有する公共施設の総延床面積は 91,570 m²となっています。町民一人あたりの延床面積は 4.86 m²と計算されます。これは全国平均の 3.22 m²の約 1.5 倍以上となっており、全国的にみても比較的多い状況になっています。

建築用途別では、「学校」が 39.1%で最も多く、次いで「公営住宅」が 21.8%となっており、本町では特に「学校」と「公営住宅」が公共施設の中でも大きな割合を占めていることがわかります。

図表 9 公共施設の建物面積の内訳



公共施設の整備延床面積を年度別にみると、1971 年度（昭和 46 年度）から 1986 年度（昭和 61 年度）にかけて大きなピークであることがわかります。この時期は本町の人口増加に伴い、「学校」や「公営住宅」を中心に整備が行われた時期であります。

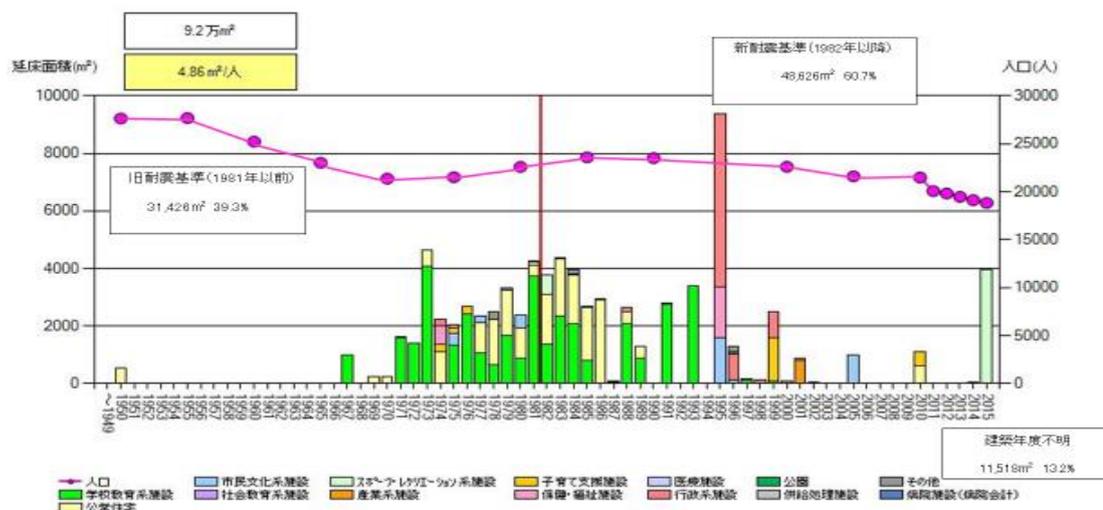
その後も、1995 年度（平成 7 年度）に『役場庁舎』の新設、2015 年度（平成 27 年度）には震災前から整備を行っていた『浪江町地域スポーツセンター』の完成など、公共施設の整備が行われてきました。

³ 2015 年（平成 27 年）10 月 1 日時点の住民基本台帳人口 18,847 人で算出

⁴ 総務省『公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果』平成 24 年 3 月、2 頁より

2016年度（平成28年度）以降は、『災害公営住宅』、『福島再生賃貸住宅』、『認定子ども園』、『交流・情報発信拠点施設』の新設を中心に大規模な公共施設の整備が進められることが予定されています。

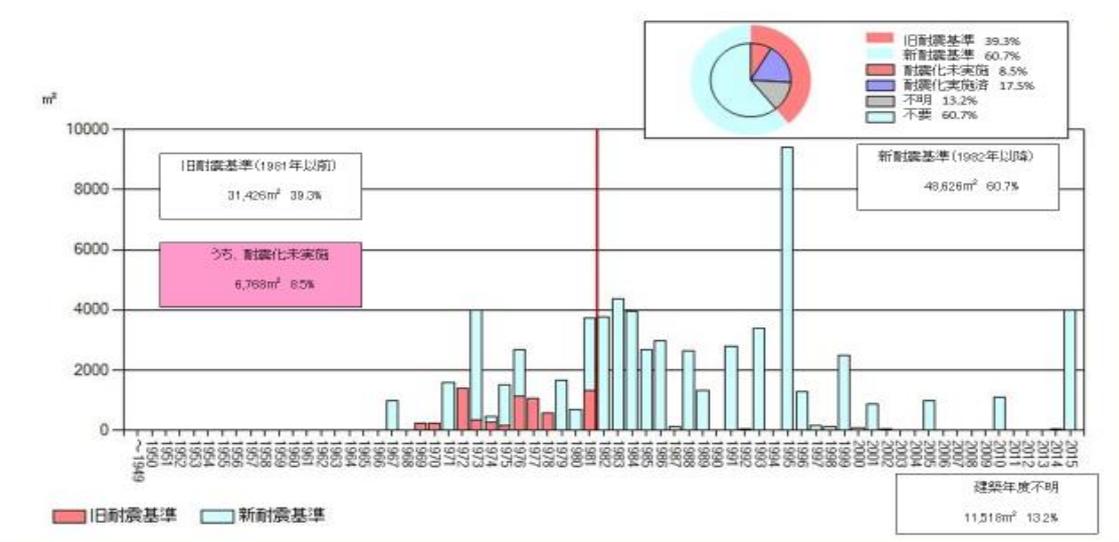
図表 10 年度別にみた公共施設の整備延床面積



当町の公共施設の耐震化の状況は、以下のとおりであり、1981年（昭和56年）6月の建築基準法施行令改正により、新耐震基準が定められたことから、1982年（昭和57年）以降に建築された建物については、新耐震基準による建築物として表示しています。

これによると、当町が保有する公共施設については、旧耐震基準に基づいて建築されたものが全体の39.3%を占めており（内12.7%は建築年度不明）、そのうち耐震化工事を実施していないものは、8.5%となっています。旧耐震基準に基づいて建築された施設は耐震判断と、それに基づく耐震化工事・除却・建て替えの判断が必要となります。また、新耐震基準に基づいて建築された施設についても、施設の老朽化、震災による損傷の度合いが異なるため、今後、各施設の状況・状態に応じた対応が求められています。

図表 11 公共施設の耐震化の状況



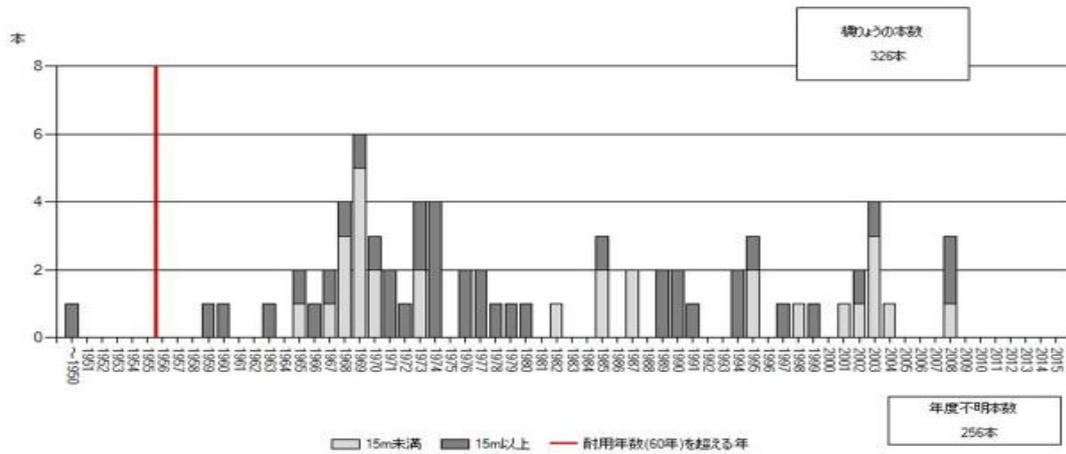
2. 道路・橋梁

2015年度末(平成27年度末)時点で、当町が所有する町道は1183路線あり、その総延長は556,777m、道路改良率⁵は32.0%となっています。また、本町が所有する橋梁は326橋、総面積は21,460 m²となっています。構造別・年度別整備面積を見ると、本町で整備してきた橋梁は、その多くがコンクリート橋(PC橋・RC橋)となっています。

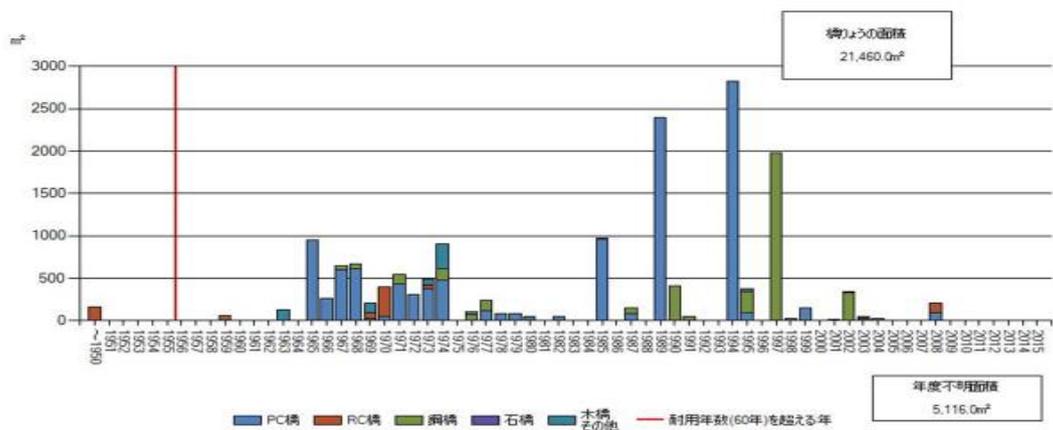
橋梁は326橋のうち256橋が整備年度不明です。現在、整備年度が判明している70橋のうち耐用年数を超える橋は1橋ですが、整備年度不明橋梁のなかにも既に耐用年数を超えている橋梁が存在する可能性もあることから、今後は橋梁点検等により安全性・耐久性を診断しつつ、計画的に維持・修繕工事を実施していく必要があります。

⁵ 車道幅員が5.5m以上に改良された道路(改良済道路)の延長の、道路全延長に対する比率のことをいいます。

図表 12 年度別にみた橋梁の整備数



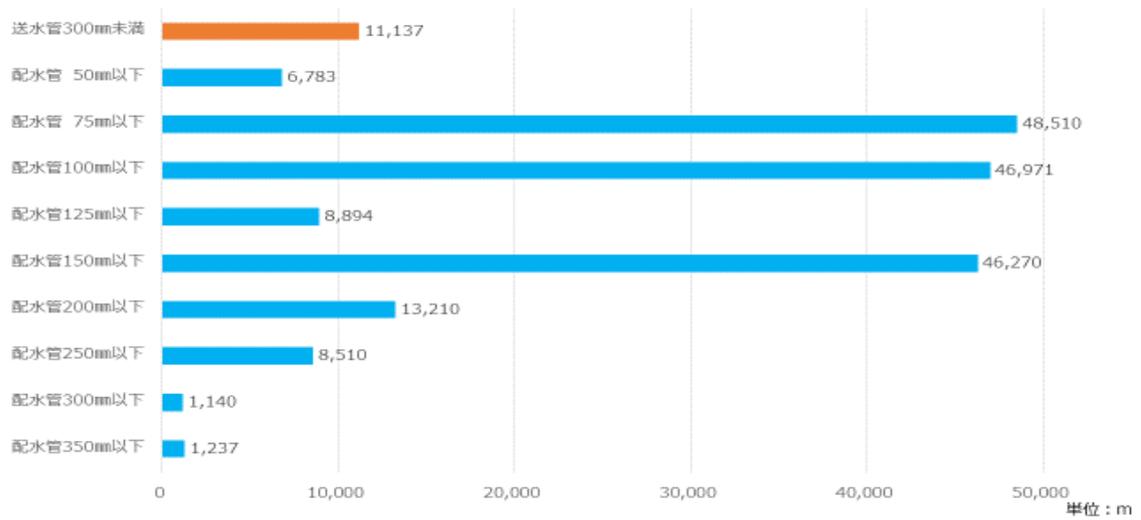
図表 13 構造別・年度別にみた橋梁の整備面積



3. 上下水道

2015 年度末（平成 27 年度末）時点で、当町が所有する上水道管の総延長は 181,525m となっており、管径別延長をみると、送水管延長が 11,137m、配水管延長が 181,525m となっております。

図表 14 上水道管径別の延長数



また、2015年度末（平成27年度末）時点で、当町が所有する下水道の管渠の総延長は76,439mであり、その内訳は公共下水道延長が68,999m、農業集落排水延長が7,440mとなっております。

IV. 公共施設とインフラ資産にかかる将来コスト

1. 更新費用の算出方法

ここでは、当町が保有する公共施設とインフラ資産にかかる更新費用を試算します。本試算を行うにあたっては、2012年度（平成24年度）に財団法人地域総合整備財団から提供されたアプリケーションソフト「公共施設等更新費用試算ソフト（以下「試算ソフト」という。）」を利用しています。

2. 公共施設等の修繕・更新等にかかる更新費用算出の考え方

公共施設等の更新単価及び耐用年数等の試算については、財団法人自治総合センター「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」（平成23年3月）及び財団法人地域総合整備財団「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成28年版）」（平成28年1月）を参照しています。

公共施設に関する試算では、施設の大分類ごとに、建替え、大規模改修について、更新年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。耐用年数は、日本建築学会の「建築物の耐久計画に関する考え方」に基づき、標準的な耐用年数とされる60年を採用し、建築附属設備（電気設備、昇降機設備等）及び配管の耐用年数が概ね15年であることから、2回目の改修である30年で建築物の大規模改修を行い、その後30年（整備後60年）で建替えるものと仮定します。建替えと大規模改修の単価については、施設分類ごとにより建物構造等が異なることから、できる限り現実に即したものとするために、既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に4段階の単価を、以下のとおり設定しています。

	更新単価	
	建て替え	大規模改修
文化系・社会教育系・行政系等施設	40万円/㎡	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設	36万円/㎡	20万円/㎡
学校教育系・子育て支援系等施設	33万円/㎡	17万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡	17万円/㎡

道路に関する試算では、路線ごとではなく区間ごとに整備されるため、年度別の整備数を把握は困難であり、現在の道路分類別の総面積に対して試算します。道路の耐用年数を舗装の法定耐用年数（10年）と舗装の一般的な供用寿命（12年～20年）を踏まえ、15年とし、分類別面積を耐用年数15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定します。更新単価については、全国道路利用者会議の「道路統計年報 2009」で示されている平成19年度の舗装補修事業費を舗装補修事業量で割って算定されたものから、以下のとおり設定しています。

	耐用年数	更新単価
道路	15年	4,700円/㎡

橋梁に関する試算では、耐用年数経過後に現在と同じ面積で更新すると仮定し、構造別年度別面積に対し、それぞれの更新単価を乗じることにより更新単価を試算します。橋梁の更新年数は、法定耐用年数である60年とし、60年を経た年度に更新していくと仮定します。更新単価については、「道路橋年報（平成19・20年度版）」に示された道路橋の工事实績より、以下のとおり設定しています。なお、PC橋・RC橋・石橋・木橋はRC橋に更新、石橋は石橋に更新すると仮定しています。また、整備年度不明橋梁については、それらの総延長を耐用年数の60年で割り、算出した延長を1年間の更新量と仮定し構造別それぞれの更新単価を乗じ、更新費用を試算しています。

	耐用年数	更新単価
PC橋	60年	425千円/㎡
RC橋		425千円/㎡
鋼橋		500千円/㎡
石橋		425千円/㎡
木橋		425千円/㎡

上水道の試算については、上水道管の管径別の延長を耐用年数で割り、算出した延長を1年間の更新量と仮定し、管径別更新量それぞれの更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。法定耐用年数である40年を耐用年数とします。更新単価については、導水管及び送水管と配水管に分類し、管径別に以下のとおり設定しています。

		耐用年数	更新単価
送水管	300mm 以下	40年	100千円/m
配水管	50mm 以下	40年	97千円/m
	75mm 以下		
	100mm 以下		
	125mm 以下		
	150mm 以下		100千円/m
	200mm 以下		103千円/m
	250mm 以下		106千円/m
	300mm 以下		111千円/m
	350mm 以下		

下水道の試算については、延長距離の総量のみ把握できるため、総延長を更新年数で割り、算出した延長を 1 年間の更新量と仮定し、更新単価を乗じることにより更新費用を試算します。下水道の耐用年数は、法定耐用年数である 50 年を採用します。更新単価は、更生工法⁶を前提として各種施工方法による直接工事費や管径別単価等から以下のとおり設定しています。

	耐用年数	更新単価
総量把握	50年	124千円/m

⁶ 地面を掘り起こさずに下水道の管路を更生する工法です。

3. 将来コストの推計

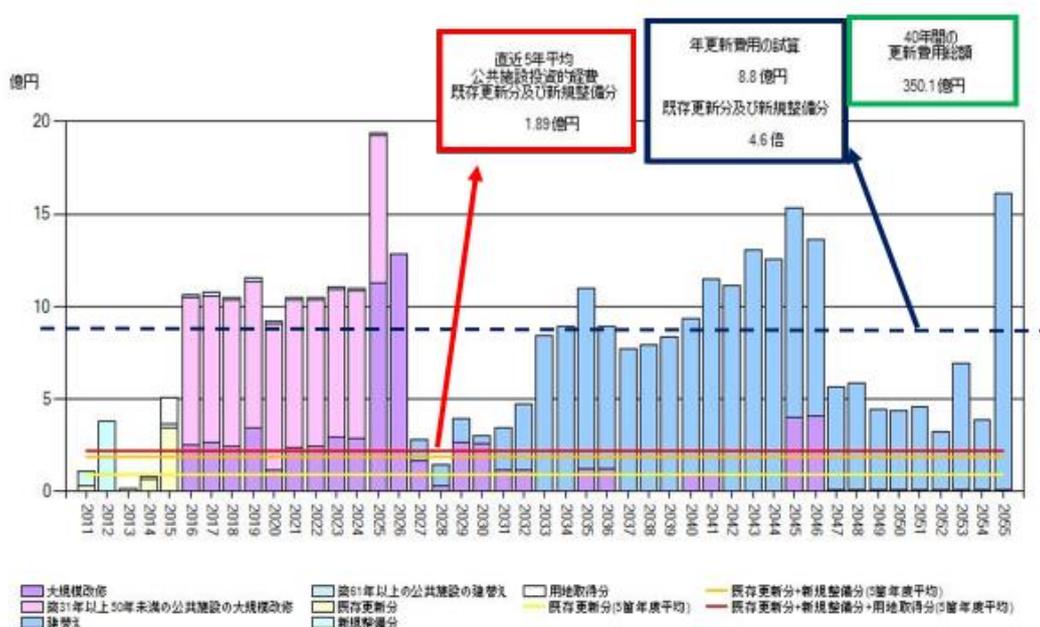
今回整理した既存の公共施設等の情報を基に、更新費用算出の考え方を適用して、将来コストの推計を試算しました。試算結果は以下のとおりとなります。

(1) 公共施設

当町が保有する公共施設の更新費用の推計結果を図表 15 に示します。2011 年度（平成 23 年度）から 2015 年度（平成 27 年度）の直近 5 年間に公共施設に投じた投資的経費の平均は新規整備分と既存更新分を含め、約 1.9 億円となっていました。今後 40 年間の更新費用の総額は約 350 億円と試算されており、1 年当たりの更新費用は 8.8 億円と試算されています。これは、直近 5 年間で投じた投資的経費の平均の 4.6 倍となっており、このまま本町が現在保有している施設を維持・管理し続けていくには、非常に重い負担となることが予想されます。

2025 年度（平成 37 年度）には、大規模改修のピークを迎え、2027 年（平成 39 年度）からは、多くの施設において建替えが必要と見込まれています。負担を減少させていくには、施設更新時期において統廃合も検討しながら、施設の集約化、複合化、民間施設の活用等などの施策を講ずることにより、施設総量の縮減と施設利用の効率性向上を進めていくことが必要となります。

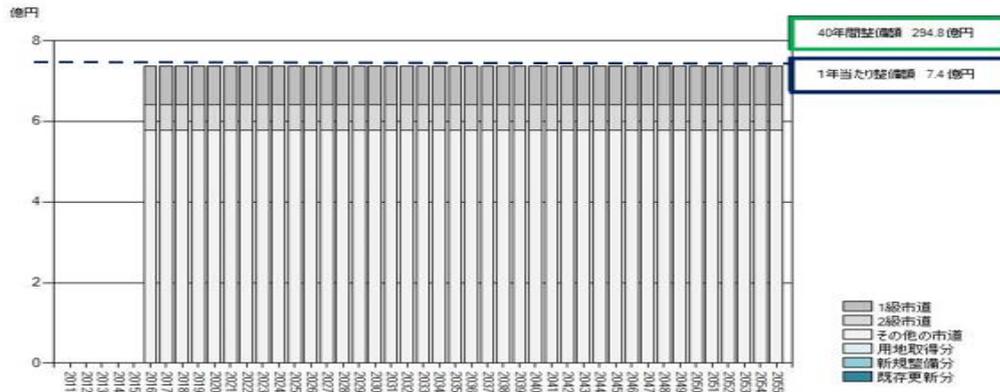
図表 15 公共施設に係る将来更新費用の推計



(2) 道路・橋梁

道路の更新に係る費用の試算結果を図表 16 に示します。今後 40 年で約 295 億円の更新費用がかかり、1 年あたりでは約 7.4 億円が更新費用として必要となります。

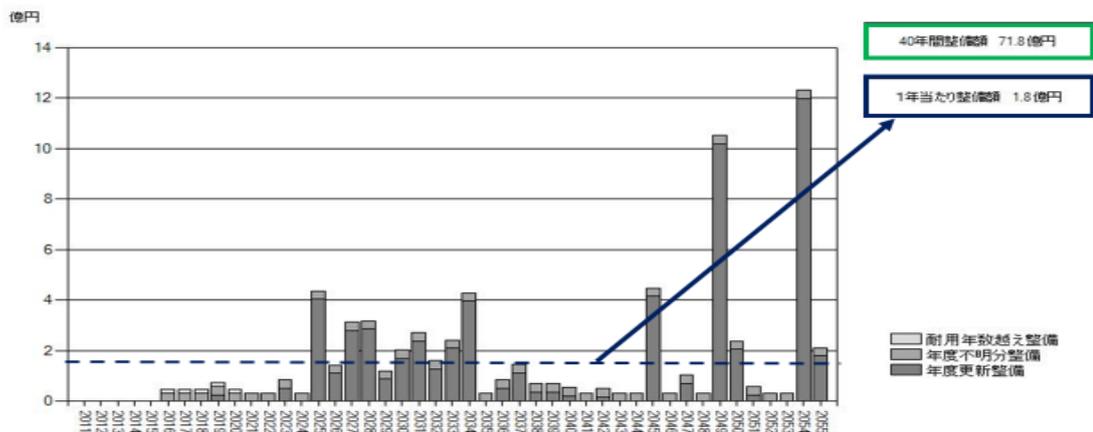
図表 16 道路に係る将来更新費用の推計



また、橋梁に係る更新費用の試算結果を図表 17 に示します。

今後 40 年間に係る更新費用は約 72 億円、1 年あたりの更新費用は約 1.8 億円と試算されています。2049 年度頃（平成 61 年度）と 2054 年度（平成 66 年度）頃に多くの橋梁の更新が見込まれており、2016 年度（平成 28 年度）に策定された『浪江町橋梁長寿命化修繕計画』に基づき、財政の負担を軽減するための対策を早急に検討していく必要があります。

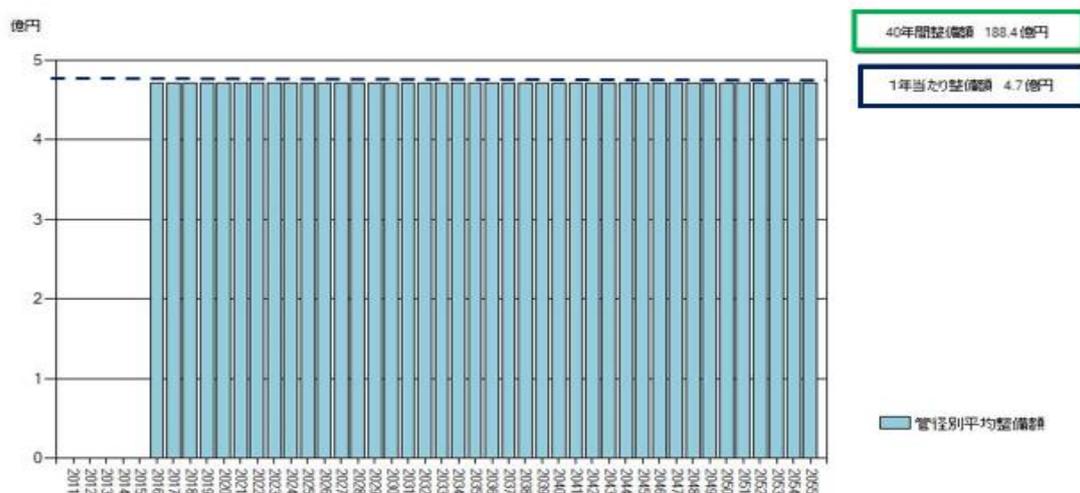
図表 17 橋梁に係る将来更新費用の推計



(3) 上下水道

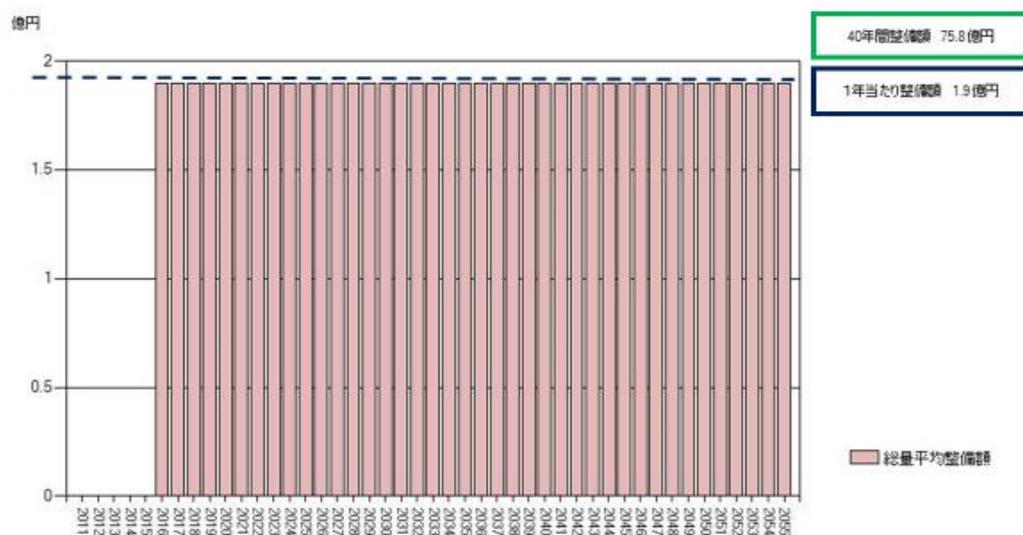
上水道に係る更新費用の算出結果を図表 18 に示します。今後 40 年間で必要となる総整備額は約 188.4 億円、1 年あたりの更新費用は約 4.7 億円となっています。

図表 18 上水道に係る将来更新費用の推計



下水道に係る更新費用の算出結果を図表 19 に示します。今後 40 年間で約 76 億円、1 年あたりの更新費用は約 1.9 億円が必要であると試算されています。

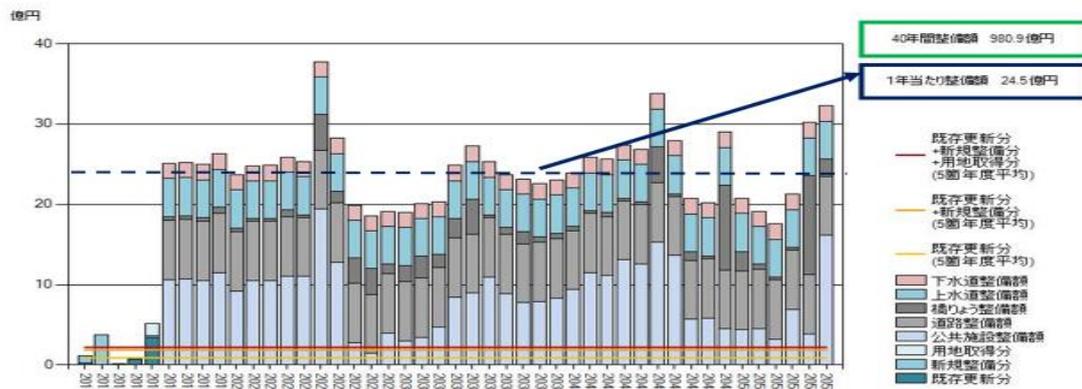
図表 19 下水道に係る将来更新費用の推計



4. すべての公共施設・インフラ資産にかかる将来コスト

『IV. 3. 将来コストの推計』を取りまとめると、今後 40 年間に当町が保有する公共施設およびインフラ資産のすべてを維持・管理し続けた場合の必要費用は、試算の結果、40 年間で約 981 億円、1 年あたりの更新費用は約 24.5 億円と試算されています。

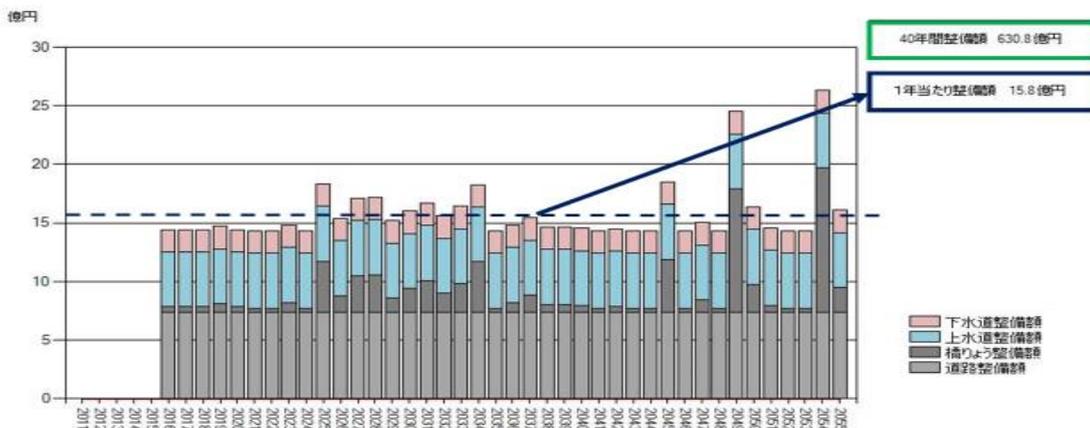
図表 20 すべての公共施設・インフラ資産を維持・管理した場合の更新費用の推計



インフラ資産に限り試算した場合でも、今後 40 年間で必要な更新費用は約 630.8 億円、1 年あたりの費用は約 15.8 億円が必要という結果になりました。今後すべてのインフラ資産を維持・管理していくことは非常に困難であると予想されます。

また、今後新規に公共施設やインフラ資産を整備した場合、将来に掛かる更新費用はさらに増加することが想定されます。

図表 21 すべてのインフラ資産を維持・管理した場合の更新費用の推計



5. 人口減少による将来コスト

当町が現時点で保有している公共施設等に関して、今後40年間維持し続けた場合の町民一人当たりの年間負担費用を試算しました。試算結果を図表22に示します。

今回の算出は、投資的経費の単年平均費用を人口で除算したものを町民一人当たりの年間負担額としています。

投資的経費合計の一人当たりの年間負担額を見ると、震災前5年間（2006年度から2010年度）が約4万4,985円であるのに対し、今後40年間では約30万7,500円と震災前の約7倍の負担となる試算結果となりました。

公共施設に限った場合でも、今後の一人当たりの年間負担額が約11万円と、震災前の2万560円の5.4倍となります。

また、インフラ資産においては公共施設より負担が増加する傾向にあり、道路については、これまで整備した道路の維持更新のみを行ったとしても、一人当たりの年間負担額は8,610円から9万2,500円と10.7倍の増額となります。

なお、橋梁は今後一人当たりの年間負担額が震災前に比べ600倍以上と極めて大きな負担となると試算されます。これは震災前には橋梁の点検は実施していたものの、定期的な維持更新が少なかったことに起因しています。したがって、今後定期的な点検は必要ですが、試算による費用が必ずしも必要とは限らないと考えられます。

図表22 人口減少を考慮した将来負担コスト推計表

人口	既往実績（震災前5年間平均）		今後40年の推計		B/A（倍）
	20,905 人		8,000 人		
投資的経費	単年平均	町民一人当たり (A)	単年平均	町民一人当たり (B)	
公共施設	4.3億円	20,560円	8.8億円	110,000円	5.4
道路	1.8億円	8,610円	7.4億円	92,500円	10.7
橋梁	73万円	35円	1.8億円	22,500円	642.9
上水道	1.6億円	7,650円	4.7億円	58,750円	7.7
下水道	1.7億円	8,130円	1.9億円	23,750円	2.9
合計	9.4億円	44,985円	24.6億円	307,500円	6.8

※備考

- ・既往実績の人口は2010年度（平成22年度）国勢調査人口の20,905人を採用しています。
- ・今後40年の推計の人口は人口ビジョンの2035年の展望人口8,000人を採用しています。
- ・既往実績は直近5年間（2011年度から2015年度）でなく、震災前5年間（2006年度から2010年度）を採用しています。
- ・ここで推計した今後40年における町民一人当たりの負担額は、あくま機械的な試算の結果であり、必ずしも試算による費用が町民の負担になるとは限りません。

V. 公共施設等マネジメントに関する基本的方針について

当町が今後直面すると想定される極端な人口減少や少子高齢化、厳しい財政見通しなどを踏まえ、中長期的かつ総合的な視点に立ち、公共施設等を計画的に維持管理していく必要があります。また、将来にわたり、公共施設を適正に維持・管理していくことにより、町民の理解を得ることのできるサービス水準を確保していく必要があります。そのために、これまでの情報整理と試算結果を基に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理、いわゆる公共施設等マネジメントに関する基本的方針として、以下の3つを設定します。

◇方針1 将来を見据えた公共施設の適正保有

◇方針2 効率的・効果的な施設運営

◇方針3 公共施設等の長寿命化と安全性確保

1. 公共施設等マネジメントに関する3つの基本的方針

(1) 方針1 将来を見据えた公共施設の適正保有

今後の当町の人口や地域コミュニティの状況、および厳しい財政状況を踏まえ、多様化するニーズに対応できるサービス水準を確保しつつ、公共施設やインフラ資産の保有量の適正化を図っていきます。そのためには、将来的に必要となる更新費用や維持管理コストを削減するとともに、必要とされる施設を保有し続ける体制を構築していく必要があります。その体制構築のための取り組みとして、以下の4点を掲げます。

①施設の縮小や統合、廃止の推進

当町における公共施設は、町民一人あたりの保有施設量から見ても震災以前から全国平均より多い状況となっていました。帰還後、この状況はさらに進んでいくことが予想されます。しかしながら、保有量を全国平均とするために、機械的に廃止することは非常に困難であり、入念な議論や調査が必要となります。

必要な行政サービスの水準を維持しながら、総保有量を削減するために、施設が耐用年数を超えているもの、およびあと数年で更新時期を迎える施設の複合化を含めた統廃合の可能性を検討していきます。なお、当町の公共施設については、震災による影響で長期間放置せざるを得ない状況にあるものがほとんどで

す。よって、まずは各公共施設の安全性の確保と荒廃状況の把握を目的とした建物調査を行い、使用できないと判断される施設については廃止・解体の手続きを行っていきます。

②施設の新規整備の慎重な検討

新しい公共施設が設備されることは当町の発展や活性化に繋がることも多い反面、その後の維持管理や更新費用が嵩むことに直結します。今後は公共施設の新規整備については慎重に検討を行うとともに維持管理費用や更新費用縮減の工夫や施設整備後の転用や統合が行えるように整備するなど将来の利活用を念頭に入れながら整備を行っていきます。また、町民のニーズに合わせた施設の使用目的の変更を検討するなど、既存施設の有効活用を推進していきます。

③民間への委託や近隣自治体施設の活用

近年、これまで自治体が主体となって提供してきた行政サービスの民間事業者への委託や広域連携による施設共用などの新しい公共サービス提供のあり方が模索されています。

民間事業者による十分なサービスを継続的に提供することができ、かつ、行政コストの削減が可能となる行政サービスや公共施設については、積極的な民間への委託を検討します。

また、近隣自治体施設の活用については、双葉郡内自治体をはじめとする近隣自治体との情報共有・協議を図り、施設の相互利用の可能性等について、広域での連携を模索していきます。

④まちづくりの方向性を踏まえた検討

将来を見据えた公共施設の適正保有を進めるにあたっては、まちづくりの方向性を踏まえた上で進めていく必要があります。

町内の各拠点・各地域に必要な機能を地域コミュニティの変化も考慮しながら、まちづくりに関する施策と連携して、公共施設の適正化を検討します。また、施設配置の変更は、施設利用者の利便性に影響を及ぼすため交通施策との連携や、災害時の避難所等への影響も考えられるため防災施策との連携も図っていきます。

(2) 方針2 効率的・効果的な施設運営

公共施設の管理運営においては、建替えや大規模改修などの更新費用とは別に光熱水費や人件費等のコストがかかります。したがって、保有し続ける施設については管理運営の効率化を図り、管理運営費用の削減を行う必要があります。

また、公共施設の効果的運営の観点から、管理運営方法を見直すことにより、安価で質の高い行政サービスを町民のニーズに即しながら提供していく必要があります。

そのため、以下のような取り組みを進めていきます。

①経費の縮減

公共施設の管理運営に係る光熱費や人件費などの費用縮減のため、維持管理業務の委託や、エネルギーコスト削減などの検討を常に行っています。また、借地料削減のために借地の買い上げも検討していきます。

②収入の確保

今後、施設利用料を徴収していく公共施設については、収入確保の観点から、施設稼働率の向上に取り組むとともに、適正な利用料を設定することが重要になってきます。

受益者負担の原則という視点に基づいて、定期的に利用実態や費用負担の状況を検証し、適正な受益者負担による利用料を設定し、その収入を確保するよう図ります。なお、利用料の見直しの際には、町民との協議を実施し、見直しの検討を行っていきます。

また、町での利活用が見込めない公共施設やインフラ資産については、売却・貸付による収入確保を検討していきます。

③PPP手法の活用

民間活力の活用により、質の高い行政サービスを適切なコストでの提供するため、指定管理者制度⁷やPFI⁸など、PPP⁹の積極的な導入を検討します。また、地域と結びつきが強い施設については、地域自治組織等に施設運営を委ねるなど、町民主体の維持管理を進めていきます。

⁷ 公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、2003年（平成15年）の地方自治法改正により創設されたものです。

⁸ Private Finance Initiative の略称です。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。

⁹ Public-Private Partnership の略称です。公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームです。PFIは、PPPの代表的な手法の1つです。

(3) 方針3 公共施設等の長寿命化と安全性確保

公共施設等の老朽化は、時間の経過とともに進行する避けることのできない問題です。老朽化が進むと公共施設の機能や安全性も低下し、結果として公共施設が利用できなくなることも想定されます。したがって、老朽化対策、安全性確保を図るために適切なメンテナンスを適切なタイミングで行っていくことが必要となります。

そのため、以下の2つの取り組みを実施します。

①継続的な点検・診断・メンテナンスの実施可能な体制の整備

「予防保全」の考え方から、帰還前の公共施設等の点検・診断実施による安全性の確保をはじめ、必要な点検・診断を継続的に行っていくとともに、点検・診断結果に基づき適切な修繕の実施可能な体制を整える必要があります。

また、点検・診断結果をデータベース化し、更新が必要と認められた施設については、利用状況や優先度を踏まえながら計画的な改善・更新等により、公共施設の維持継続を検討していきます。

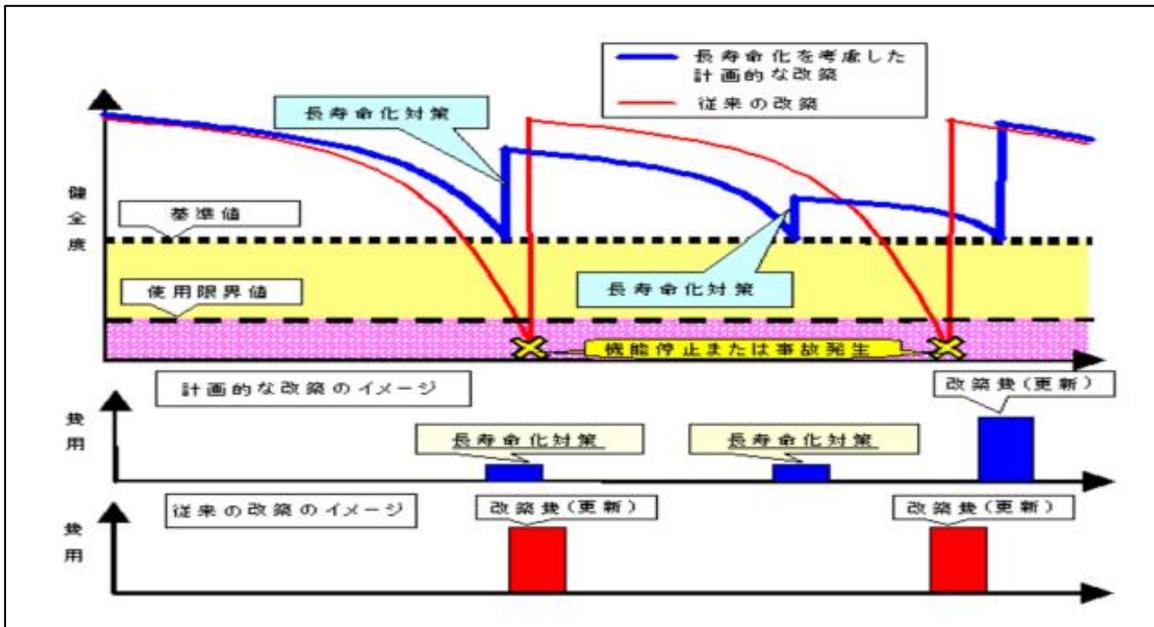
②長寿命化の推進

修繕が必要な状態になってから事後的に施設等の修繕及び更新を行う「事後保全」の考え方から、損傷が軽微である早期段階において施設等の修繕及び更新を行う「予防保全」の考え方へ転換することで、公共施設等を適切な状態に維持するとともに、施設の長寿命化を図ることができます。また、長寿命化により施設整備から更新までの期間を延ばすことで、ライフサイクルコスト（LCC）¹⁰の縮減も図ることができます。

本町において、今後、多くの公共施設等の更新時期が重なり、同時期に更新費用の負担が集中することが予想されていますが、長寿命化を実施することで更新時期に時間的猶予が生まれ、費用負担の分散化が図れるという効果が望めます。

¹⁰ 公共施設等の建設・建築費だけでなく、維持管理、運営、修繕、廃棄までの事業全体にわたり必要な総費用です。初期建設費のインシヤルコストと、エネルギー費、保全費、改修・更新費などのランニングコストにより構成されます。

図表 23 予防保全の考え方による長寿命化のイメージ



出典：国土交通省 HP

2. 計画の推進体制

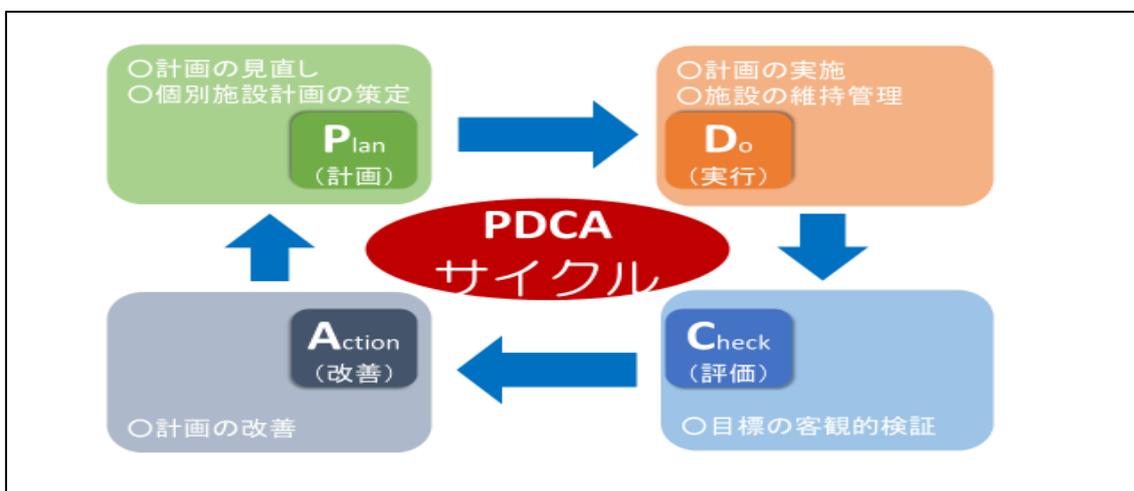
今後、本計画を推進していくための体制づくりとして、以下の4点を掲げます。

(1) PDCA サイクルに基づく計画の見直し

公共施設等マネジメントの実現には PDCA サイクル¹¹の確立が不可欠になります。本計画に基づく全庁的な施設の維持・管理の施策を実施し、その効果を検証し、必要に応じて総合管理計画の改訂を実行していきます。

町を取り巻く状況は、日々変化しており、状況に応じ、計画の改訂を行います。

図表 24 PDCA サイクルのイメージ



(2) 全庁的な推進体制の構築

公共施設等マネジメントは、財政、財産管理、建築土木、まちづくり、産業振興、町民との協働など、様々な側面からの検討が必要な取り組みであることから、各所管課のみでのマネジメントでなく、各課が連携してマネジメントを実施していくことが求められます。このため、全庁的な推進体制をもって情報共有・認識共有を図るとともに、個別施設計画策定などの個別の施設に係る検討は関係部署間で連携しながら進めていきます。

¹¹ Plan (計画)、Do (実施)、Check (評価)、Action (改善) の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、継続的な改善を推進するマネジメント手法のことです。

(3) 町民とのコミュニケーション

公共施設等マネジメントは、町民に対する行政サービスのあり方に大きく影響を与える取り組みであり、町民の視点は必要不可欠です。

また、町民だけではなく NPO 等団体や企業にも参画いただき、官民が連携して公共施設の維持を可能にしていく仕組みづくりに努めていきます。

(4) 固定資産台帳を活用した計画の充実化・見直し

本計画は、公共施設やインフラ資産の更新費用を試算するにあたり、公有財産台帳、道路施設現況調査、水道統計調査等の数値を参考にしました。しかしながら、これらについては整備年度が不明な施設等も多いなど、公共施設の状況を把握するうえで十分なものとは言えません。さらに避難指示継続中の現時点において、帰還人口や将来の人口の推計は想定の域を超えないため、更新費用の町民負担も参考値としての扱いです。

当町においては、2016 年度（平成 28 年度）から当町が保有するすべての資産について、取得から除売却処分に至るまでの経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿である固定資産台帳（以下、「台帳」という。）を整備中です。この台帳は、2017 年度（平成 29 年度）中に整備完了予定となっております。また、当町は 2017 年（平成 29 年）3 月に一部の地域を除く避難指示解除を目標としております。したがって、2018 年度（平成 30 年度）には公共施設等の整備・運用や人口について今よりも明確となっていると考えられるため、その時期をめぐり、より詳細かつ現実的な将来の更新費用の推計等の見直しを行うとともに、公共施設等マネジメントの更なる具現化を図っていきます。